

小規模事業者向け無担保・無保証人融資

マル経融資

小規模事業者経営改善資金



市内事業者への
利子補給

50%
実行後12回

固定
金利

2026年5月1日現在

融資
金額

最大 **2,000** 万円

無担保・無保証人扱い

融資
期間

最長 **10** 年以内 (据置2年以内)

運転・設備共通

年 **2.50** %

実行後12回
実質金利 **1.25** %

利率は融資決定時利率となります

お申込み要件

(詳しくは裏面をご確認ください)

- ① 小規模事業者であること
- ② 当所において経営・金融指導を受けていること
- ③ 管内の事業者で最近1年以上事業を行っていること
- ④ 日本政策金融公庫の融資対象業種であること
- ⑤ 納期到来済みの税金を完納していること
- ⑥ 事業に必要な許認可等を取得していること

商工会議所の非会員の事業者もご利用いただけます



利子補給例 (60回返済の場合)

※利子補給は相模原市を納税地とする小規模事業者に限ります

利子補給

当初12回
年 **1.25** %

残り48回
年 **2.50** %



ご相談時に
必要なもの

- ① 前年・前々年の確定申告書・決算書
 - ② 合計残高試算表 (決算から6ヶ月以上経過している場合)
 - ③ 最近納期の到来した税金の領収書等
 - ④ 許認可証 (許認可が必要な業種の場合)
 - ⑤ 見積書 (設備資金の場合)
- ※本審査では別途書類をお願いする場合がございます

お申込みにあたって

- ・お申込みに際しては、相模原商工会議所及び日本政策金融公庫所定の審査があります
- ・審査の結果によってはご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください

まずはご相談
ください!



マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

[制度概要]

概要	当商工会議所において、経営・金融に関する指導を受けている小規模事業者の方が、当商工会議所の推薦により無担保・無保証人で融資が受けられる公的融資制度です。
資金使途	運転資金及び設備資金（事業性資金）
お申込み要件	<ul style="list-style-type: none">①規模要件(従業員数)<ul style="list-style-type: none">●製造業、サービス業（のうち娯楽・宿泊業）、その他業種・・・20人以下●商業、サービス業（娯楽・宿泊業以外）・・・・・・・・・・5人以下法人の役員、個人事業者の家族従業員、解雇予告が不要な従業員等は除きます②指導要件 当商工会議所において経営・金融に関する指導を受けていること③営業年数・地域要件 当商工会議所管内（旧相模原市域）の事業者であり、最近1年以上事業を行っていること④業種要件 日本政策金融公庫の融資対象業種であること⑤納税要件 所得税・法人税・事業税・市県民税等、納期到来済みの税金を完納していること⑥許認可要件 許認可を必要とする業種はその許認可を受けていること
ご融資金額	10万円以上2,000万円以内 ※重複・借替の場合は融資残高と合わせて2,000万円以内
お取扱金利	日本政策金融公庫の所定金利
ご融資期間	据置期間を含め最長10年／据置期間は2年以内
ご返済方式	元金均等返済（毎月返済方式）
その他	<ul style="list-style-type: none">・相模原市を納税地とする小規模事業者に対して利子補給制度がございます（当初12回分／50%）・賃上げに取り組む小規模事業者に対する金利優遇制度がございます（当初2年間／▲0.5%） ※何れも詳細は経営支援課までお問合せ下さい

ご相談・お申込み、お待ちしております

